

見附市告示第104号

見附市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年6月13日

見附市長 稲田 亮

見附市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の一部を改正する要綱

見附市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱（平成28年見附市告示第131号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「定める額の合計額」を「より算定した額」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「における」を「当たりの」に改め、「（次号に定めるサービスを除く。）」を削り、「に応じ」を「を定める場合は」に改め、「額」の次に「とし、37,270円を上限額とする。」を加え、同号の表を次のように改める。

介護予防訪問介護相当サービスの内 容		1回当たりの費用
標準的な内容の指定相当		2,870円
生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	1,790円
生活援助が中心である場合	所要時間45分以上の場合	2,200円
短時間の身体介護が中心である場合		1,630円

第50条第1項第2号中「1月における」を「標準的な内容の」に改め、「事業

（１回当たり２０分以下で行われるサービスに限る。）の利用回数に、１，６７０円を乗じて得た額」を「のみを利用する場合において、１週当たりの標準的な回数を定めるときは、次の表に定めるところにより事業費の額を算定する。」に改め、同号に次の表を加える。

１週当たりの回数	１月当たりの費用
１週に１回程度の場合	１１，７６０円
１週に２回程度の場合	２３，４９０円
１週に２回を超える程度の場合	３７，２７０円

第５０条第１項に次の１号を加える。

- （３） １月当たりの利用回数を定める場合において、標準的な内容の介護予防訪問介護相当サービスのみを利用するときは、第１号の規定に関わらず、１週当たりの利用回数に応じ、前号に定める１月当たりの費用を上限として算定するものとする。

第５７条第１項中「次の各号に定める額の合計額とする」を「１月における訪問型サービスＡ事業の利用回数により、次の表に定めるところにより算定した額とし、２９，８２０円を上限額とする」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の表を加え、同項第１号及び第２号を削る。

サービスの内容	１回当たりの費用
所要時間２０分以上４５分未満の場合	１，４４０円
所要時間４５分以上の場合	１，７６０円

第７５条第１項ただし書中「ただし、」の次に「同表に定める対象者の区分により、」を加え、「要支援１の認定者」の次に「又は事業対象者」を加え、「１６，７２０円を」を「１７，９８０円を超えるときは１７，９８０円」に、「３４，２８０円」を「３６，２１０円」に、「場合」を「とき」に、「、当該金額」を「３６，２１０円」に改め、同項の表を次のように改める。

対象者の区分	月の利用回数	1回当たりの費用
要支援1・事業対象者	4回まで	4, 360円
要支援2・事業対象者	8回まで	4, 470円

第83条第1項ただし書中「要支援1の認定者」の次に「又は事業対象者」を加え、「13, 380円」を「14, 390円を超えるときは14, 390円」に、「27, 430円」を「28, 970円」に、「場合」を「とき」に、「、当該金額」を「28, 970円」に改め、同項の表を次のように改める。

対象者の区分	月の利用回数	1回当たりの費用
要支援1・事業対象者	4回まで	3, 490円
要支援2・事業対象者	8回まで	3, 580円

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業及び第1号通所事業で指定事業者が行う事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。